

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地元経済を担う中小企業の事業活動の促進と安定を図りたい

No.7	青森県	補助金
------	-----	-----

支援の名称	創業・成長産業推進金融対策事業
制度の 趣旨・背景	県経済の活性化が期待される分野の取組の加速化に向け、県特別保証融資制度「未来を変える挑戦資金」のうち、創業や成長産業分野等（再生可能エネルギー発電設備導入を含みます。）に係る取組に対して、信用保証料の30％を県が補助します。
制度の 内容	○事業概要 県内中小企業を取り巻く環境が依然として厳しい中で、現状を打破し「未来を変える」ために、県経済の活性化が期待される分野の取組の加速化に向け、県特別保証融資制度のうち、創業や成長産業分野等に係る取組に対して、信用保証料の30％を県が補助します。 ○条件 融資限度額：1億円（創業者の場合は所要額の8割以内） 融資期間：運転10年以内（うち据置期間2年以内） 設備15年以内（うち据置期間3年以内） 融資利率：年1.0％ （若者・女性・U I Jターンによる創業の場合には0.8％） （雇用創出要件を満たす場合には0.8％又は0.6％） 信用保証料：所定の保証料率（0.45～1.90％）に対する30％を県が補助
対象と なる方	○補助対象 ①創業 ②県の推進する戦略等に基づく重点推進分野 ③省エネ設備導入 ④法令認定・補助採択事業 ⑤新分野進出、⑥新商品・新技術等の開発・事業化 ⑦再生可能エネルギー発電設備導入
問い合わせ 先など	○所管 青森県 商工労働部 商工政策課 TEL：017-734-9368（直通） ○関連URL ・「創業・成長産業推進金融対策事業」のご案内 http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/files/280401_hosho_uryohojo_chirashi.pdf